

# よくあるQ & A①

Q.何歳まで登録できますか？国籍や障害、病気は関係ありますか？

A.法令上登録年齢に一律の制限はありません。国籍等についても同様です。ただし、委託の際には児童との年齢差や養育環境等を考慮し、総合的に判断します。また、特別養子縁組を希望する場合には、25歳に達していない方は養親となれません。ただし、養親のうち一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達していれば問題はありません。

Q.子どもを養育する期間はどのくらいですか？

A.短期間から18歳になるまでの長期間の場合まで様々です。

## よくあるQ & A②

Q.収入の基準はありますか？

A.法律上の要件として、経済的に困窮していないことが挙げられていますので、継続的に安定した生活を維持できることが必要です。仙台市では「安定して生活保護基準以上の収入があること」を目安としています。

Q.独身ですが里親になれますか？

A.知識や経験を有するなど、子どもを適切に養育できると認められる場合は登録が可能です。ただし、委託する場合には、経済的な基盤、養育環境、養育支援をしてくれる補助者などの有無などを総合的に判断します。

## よくあるQ&A③

Q.子どもの性別・年齢などの希望は言えますか？

A.希望をお聞きすることもあります。里親制度は社会的養護を必要とする「子どもの福祉のための制度」ですので、子どものニーズから里親の選定を行います。

Q.夫婦共働きですが、里親になれますか？

A.夫婦共働きでも登録はできます。急な対応が必要となる場合もあるので、児童の養育に関し、周囲の理解と協力を得ておくことが必要です。また、職場によっては里親であっても育児休暇を取得できる場合もあります。

## よくあるQ&A④

Q.養育里親と養子縁組里親の両方に登録したほうが子どもが委託されやすくなりますか？

A.里親制度は里親となる方の協力が不可欠ですが、あくまでも「子どもの福祉のための制度」です。委託の際は、子どもの最善の利益が図られるよう、子どもの状況や実親との交流状況等を総合的に勘案し最も適した里親家庭を選定します。そのため、両方に登録することで一概に委託されやすくなるということはありません。

## よくあるQ&A ⑤

Q 養育里親と養子縁組里親の違いをあらためて知りたい。

A 養育里親は、様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。夫婦に限らず、単身でも登録することができます。委託された里子は、実親の元に復帰する可能性もあります。

養子縁組里親は、養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親です。養子縁組里親は夫婦での登録が必須です。25歳に達していない方は養親となれませんが、養親のうち一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達していれば問題はありません。里子が委託される場合は、特別養子縁組を前提として委託されます。なお、養子縁組里親への委託は、実親の同意があることが原則です。

また養子縁組里親への委託の場合、里親手当は支給されません。

## よくあるQ&A ⑥

Q 両方に登録すると、里子が委託されやすくなるのか。

A 里親制度は里親となる方の協力が不可欠ですが、あくまでも子どもの福祉のための制度です。委託の際は、子どもの最善の利益が図られるよう、子どもの状況や実親との交流状況等を総合的に勘案し最も適した里親家庭を選定します。そのため、両方に登録することで一概に委託されやすくなるということはありません。

## よくあるQ&A ⑦

Q 養育里親と養子縁組里親の一方だけの登録だと不利になることはあるか。

A 一方だけの登録で不利になるということはありませんが、養育里親と養子縁組里親では要件や目的に違いがあるため、ご自身の里親登録申し込みの動機について、今一度お考えの上、ご判断いただければと思います。なお、重複登録申請いただいた方には、その動機や理由について訪問調査の際などに詳しくお聞きする場合があります。

## よくあるQ&A ⑧

Q 現在は養子縁組里親に登録しているが、重複して養育里親にも登録したい場合、どのように手続きをすればよいか。

A 「里親登録事項変更届」に登録を希望する里親種別を記載して児童相談所に提出してください。